

答 申

第1 審査会の結論

愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、非公開決定を行った情報のうち、別表1に掲げる部分を除き、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成17年3月23日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。平成16年愛媛県条例第48号による一部改正前のもの。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）に対し、「校長の教職員人事希望制度に関して全小・中学校校長が提出した文書（様式1）」（以下「本件公文書」という。）について公開の請求を行った。

2 条例の実施機関である県教委から公開請求に対する決定に係る権限を委任されている教育長は、平成17年3月30日付けで、次の理由を付し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（理由）

旧条例第7条第2項第1号及び第7号該当

- ・ 公務員である教職員の情報であるが、職務に関する情報ではなく人事に関する情報であることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- ・ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求人は、本件処分のうち、本件公文書の1の部分である「自校の目指す特色ある学校及び特色ある学校づくりを推進するための重点項目」及び「（重点項目を達成するためにどのような資質のある教職員が必要か。）」の記入欄に記録された情報を公開する処分に変更するとの裁決を求め、平成17年4月6日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、県教委に対し審査請求を行った。

- 4 なお、県教委は、審査請求書に行政不服審査法第 15 条に規定する法定記載事項について記載漏れ等があることから、平成 17 年 4 月 25 日付けで、審査請求人に対し補正命令を行い、同年 5 月 17 日に審査請求人から補正書が提出された。

第 3 審査請求人の主張する審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び教育長の非公開理由説明書に対する反論書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書の 1 中、「自校の目指す特色ある学校及び特色ある学校づくりを推進するための重点項目」については、教職員はもちろん地域や父母にも学校の特色づくりについて公開し、協力を呼びかける性格のものであり、人事管理に係る事務に関する情報ではない。

県教委は、重点項目について、具体的な人事配置と表裏一体の情報も含まれると主張するが、そうであるなら、学校は保護者や地域に対してどのような特色づくりをしていくのか公表できなくなる。例えば「たくましい体力づくり」を特色づくりの重点にしている学校ならば、今年度体育の教員を人事配置したことは十分予想されることであり、重点項目が人事管理に関する事で公表できないということであれば、学校は特色づくりについて常に秘匿しておかなければならないことになる。

- 2 本件公文書の 1 中、「(重点項目を達成するためにどのような資質のある教職員が必要か。)」については、希望人事制度によって異動した教職員を特定できないのだから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは到底考えられない。この項目をオープンにしない姿勢は、公正で民主的な人事とはほど遠く、選ばれた一部の教員のみを対象とした制度となり、差別的・恣意的人事を一層拡大するなど、学校現場に混乱を招くことになる。公正・民主・平等の人事を行っているのであれば、この項目を公開しても人事の確保に支障を及ぼすはずがない。

- 3 2005 年 1 月 24 日開催の教育委員会定例会において、教育長自らこの制度について「今回制度化して人事のオープン性を高めようとするものであり、まずは制度として導入を図りたい」と説明している。県民に対して人

事のオープン性を高めるためにも公開することは必須であると考える。

第4 教育長の非公開理由

教育長が行った非公開決定において、本件公文書の1の部分を非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、教職員の人事行政の一環として、校長の経営方針の実現のために必要な教職員を配置することによって、校長の経営方針を明確にし、それを意識付けるとともに、学校教育活動の活性化に寄与するという目的のために作成されたものであり、本件公文書に記録された情報は、旧条例第7条第2項第7号の工に掲げる「人事管理に係る事務」に関することは明らかである。
- 2 重点項目は、いわゆる校訓などの教育方針を一般的に示したものではなく、校長の経営方針の下、特色ある学校経営を推進していくために具体的に何が必要であるのかを表したものであって、その中には、現在の人事配置では特色ある学校経営が実現できない事情のほか、どんな人事配置を望んでいるのか、資質として何が必要であるのかなど、具体的な人事配置と表裏一体の情報も含まれる。
- 3 どのような教職員が必要かという項目については、こういった希望を校長が申し出ること自体、人事異動に関する意見の表明であり、人事管理に係る事務に関する情報である。
- 4 このため、こういった情報が公開されると、校長の希望によって異動した教職員が特定されたり、当該教職員に対する校長の評価が明らかになったりするおそれがある。また、それが適正な評価であっても、当該評価に不満や不信感を抱いたり、第三者が当該評価を知り得た結果、教職員間にあつれきを生じるおそれがある。さらに、このことによって、教職員の教育活動に支障を及ぼすに止まらず、校長と教職員及び教職員同士の人間関係が崩れ、学校経営自体が成り立たなくなるおそれがあることから、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があり、結果として、学校教育活動の活性化に寄与するという目的が達成できなくなるという事態も想定される。

- 5 なお、審査請求人は、重点項目については、教職員はもちろん地域や父母にも学校の特色づくりについて公開し、協力を呼びかけるものであると主張するが、この主張は、人事管理に係る事務であることを否定する理由にならない。また、どのような教職員が必要かという項目については、異動した教職員が特定できないため、人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは到底考えられないとも主張するが、前述のとおり、本件公文書が公開されると、人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるのは明らかである。
- 6 したがって、本件公文書に記録されている情報は、旧条例第7条第2項第7号に該当する。

第5 審査会の結論の理由

1 教職員配置希望制度について

県教委の説明によれば、教職員配置希望制度(以下「本件制度」という。)の概要は次のとおりである。

- (1) 県教委は、特色ある学校づくりを推進するために校長が必要とする教職員の配置希望を把握し、検討・調整の上、これを人事異動において優先的に取り扱い、校長の学校経営を人事面から支援することによって、校長の経営方針を明確にし、それを意識付けるとともに、学校教育活動の活性化に寄与することを目的として、平成17年4月1日付け人事異動から本件制度を導入した。
- (2) 県内の市町(学校組合を含む。)の設置する小・中学校(以下「小・中学校」という。)の県費負担教職員の任命権は、県教委に属しているが(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第37条)、その任免その他の進退は、当該市町の教育委員会(以下「地教委」という。)の内申をまっで行うこととされており(地教行法第38条)、小・中学校の校長は、所属教職員の任免その他の進退について、その意見を地教委に申し出ることができることとなっている(地教行法第39条)。

本件制度は、地教委からの内申前に先に述べたような希望をあらかじめ聴き、校長の経営方針が実現できる体制を具現しようとするものであ

る。

- (3) 具体的な手続としては、小・中学校の校長は、教職員配置希望願を地教委へ提出し、地教委では、当該希望願の「重点項目を達成するために配置を希望する教職員の氏名等」の項目に特定の氏名等が記載されておれば、適否及び理由を付して県教委に提出することとなっており、県教委は、その内容を検討・調整し、人事異動に反映させることとなっている。

2 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、「平成 17 年度校長の教職員配置希望制度の実施要領」（平成 17 年 2 月 2 日制定）に基づき、小・中学校の校長から地教委を経由して県教委に提出された「（様式 1）教職員配置希望願」である。
- (2) 本件公文書には、文書番号、文書の日付、提出先の地教委名、文書を提出した学校名、校長名、学校長印（以下「学校名等」という。）が記録されているほか、「1 自校の目指す特色ある学校及び特色ある学校づくりを推進するための重点項目」の記入欄（以下「重点項目欄」という。）、「（重点項目を達成するためにどのような資質のある教職員が必要か。）」の記入欄（以下「資質欄」という。）及び「2 重点項目を達成するために配置を希望する教職員の氏名等」の記入欄（以下「氏名等欄」という。）の 3 つの欄で構成されている。

重点項目欄及び資質欄には、自校の目指す特色ある学校について及び特色ある学校づくりを推進するための重点項目について校長の考えが記録されており、さらに、重点項目を達成するために特定の教職員の配置を希望するときには、氏名等欄に、所属、職名・氏名、教科等、年齢・性別及び希望理由が記録され、これに対し、地教委がその所見を記入することとされている。

また、氏名等欄は、特定の教職員の配置の希望がない場合は記入しなくてよいこととされている。

- (3) なお、教職員配置希望願が提出されているのは、小学校が 361 校中 105 校、中学校が 146 校中 52 校に過ぎず、その提出が任意であったことが

認められる。

3 基本的な考え方について

(1) 審査請求人は、本件審査請求において、本件公文書の重点項目欄及び資質欄に記録された情報の公開を求めているが、氏名等欄に記録された情報については、審査請求の対象としていないことから、当審査会では、氏名等欄に記録されている情報の公開の可否については検討しないこととする。

(2) 次に、教育長は、重点項目欄及び資質欄に記録された情報が旧条例第7条第2項第7号（事務又は事業に関する情報）に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。

このため、当審査会が本件公文書の記録内容を見分したところ、当該情報には個人に関する情報が明らかに含まれているとともに、本件公文書は、校長が配置を希望する教職員を申し出るためのものであり、全体として人事管理に係る事務に関するものであるとも認められたため、当審査会では、当該情報が旧条例第7条第2項第1号又は第7号に該当するかどうかについて検討を行うこととした。

(3) 旧条例第7条第2項第1号について

旧条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、同号ただし書に該当するものを除き、非公開とすることを定めたものである。

(4) 旧条例第7条第2項第7号について

旧条例第7条第2項第7号本文は、「県の機関又は国等の機関が行う

事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

この趣旨は、公にすることにより、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。

なお、旧条例に係る「愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準」によれば、同号の解釈・運用に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意して判断しなければならないものとされている。

(5) 学校名等について

前記2の(2)のとおり、本件公文書には、学校名等が記録されており、教育長は、本件処分において、当該学校名等を含めた文書全体を非公開としている。

また、審査請求人は、本審査請求において、重点項目欄及び資質欄の公開を求めているのみで、学校名等の公開については、言及していない。

しかしながら、重点項目欄及び資質欄に記録された情報の公開範囲は、学校名等を公開するかどうかにより左右されると認められることから、当審査会では、重点項目欄及び資質欄に記録された情報の検討に先立ち、学校名等の公開の可否について検討する。

4 学校名等について

- (1) 本件公文書において、どこの学校の校長が教職員配置希望願を提出したかということは、有意の情報と認められるため、当審査会では、学校名等を公開することの可否について教育長に意見を求めたところ、学校名及び校長名を公開することにより、通常の人事異動によって異動した教職員も含めて周囲からの様々な見方が生じ、校長と教職員及び教職員間の人間関係に影響するおそれがあり、人事管理に支障を生じることと

なるため、公開できないとの回答があった。

- (2) しかしながら、前記3の(4)のとおり、旧条例第7条第2項第7号の解釈・運用に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されるとともに、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるが、教育長の主張は、人事評価や人事異動の事務自体に元々内在する抽象的な支障を述べたものに過ぎず、教職員配置希望願を提出した学校名及び校長名が公開されることによって「おそれ」の蓋然性が高まるとも考えられないことから、同号に該当するとまでは認めることはできない。

また、校長名は、旧条例第7条第2項第1号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に係る情報であり、公にすることにより、その者の権利利益を不当に害するおそれも認められないため、旧条例第7条第2項第1号にも該当しない。

さらに、文書番号、文書の日付、提出先の地教委名及び学校長印についても、これらを非公開とすべき特段の理由は認められない。

- (3) 以上のことから、学校名等については、旧条例第7条第2項の非公開情報に該当しないと認められるため、すべて公開すべきである。
- (4) このため、当審査会では、学校名等を公開することを前提とした上で、以下、重点項目欄及び資質欄に記録された情報が旧条例第7条第2項の非公開情報に該当するかどうかについて検討する。

5 重点項目欄について

- (1) 教育長は、重点項目は、いわゆる校訓などの教育方針を一般的に示したのではなく、校長の経営方針の下、特色ある学校経営を推進していくために具体的に何が必要であるのかを表したものであって、その中には、現在の人事配置では特色ある学校経営が実現できない事情のほか、どんな人事配置を望んでいるのか、資質として何が必要であるのかなど、具体的な人事配置と表裏一体の情報も含まれるとする。

このため、このような人事配置に関する情報が公開されると、校長の

希望によって異動した教職員に対する校長の評価が明らかになるおそれがあり、それが適正な評価であっても、当該教職員が当該評価に不満や不信感を抱いたり、第三者が当該評価を知り得た結果、教職員間にあつれきを生じ、このことによって、教職員の教育活動に支障を及ぼすに止まらず、校長と教職員及び教職員同士の人間関係が崩れ、学校経営自体が成り立たなくなるおそれがあることから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、旧条例第7条第2項第7号に該当すると主張する。

- (2) 当審査会が本件公文書の重点項目欄の記録内容を見分したところ、その一部に、「個人の特定につながる情報」、「教職員に求める資質に関する情報」及び「校区の状況に関する情報」の3類型に分類できる情報が記録されていることが認められた。

さらに、「個人の特定につながる情報」は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第1項及び第53条各号に規定する各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間(以下「教科等」という。)人権教育・情報教育・生徒指導等の教育内容(以下「教科等以外の教育内容」という。) 児童生徒の活動等、学校の状況、児童生徒の状況、個人の事情の6類型に細分化できると認められた。

- (3) また、重点項目欄に記録された情報については、教育長が主張するとおり、具体的な人事配置と表裏一体の情報が含まれているが、一方では、各校がホームページ等において公開している学校紹介や学校自己評価制度において記載されている内容と同様のものと認められる情報も含まれていた。

このため、当審査会は、公文書の原則公開の理念に基づき、各学校から提出された教職員配置希望願の内容を個別に検討し、特定の個人を識別することができる情報(旧条例第7条第2項第1号該当)あるいは人事管理等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(旧条例第7条第2項第7号該当)については非公開とするが、その余の情報は公開とすべきであると判断し、このような観点から、重点項目欄に記録された情報について検討を行った。

(4) 旧条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

重点項目欄に記録された情報のうち、「個人の特定につながる情報」は、特定の教職員や児童生徒等を識別することが可能となる情報であり、旧条例第 7 条第 2 項第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当する。

これらの情報の中には、公務員に関する情報も含まれるが、人事に係る情報であって、職務遂行の内容に係る情報には当たらないため、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、残る公務員に関する情報以外の情報についても、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと認められる。

よって、これらの「個人の特定につながる情報」は、旧条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当すると認められる。

(5) 旧条例第 7 条第 2 項第 7 号の該当性について

重点項目欄に記録された情報のうち、学校の状況に関する情報の一部、児童生徒の状況に関する情報及び「校区の状況に関する情報」については、公にすることにより、校長が率直な意見を記述することを躊躇して抽象的な内容に止まるなど、教職員配置希望制度の目的に掲げている成果が得られなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、「教職員に求める資質に関する情報」については、校長自身が在校の教職員に対してどのような視点から人事評価を行っているかを具体的に記載したものであるとも考えられるものであり、このような校長自身の人事評価についての着眼点が明らかになることにより、周囲からの様々な見方が生じ、校長と教職員及び教職員間の人間関係に影響し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、旧条例第 7 条第 2 項第 7 号に該当すると認められる。

(6) 以上により、重点項目欄に記録された情報のうち、旧条例第 7 条第 2 項第 1 号又は第 7 号に該当し非公開とすべき情報は、別表 1 のとおりである。

6 資質欄について

(1) 教育長は、資質欄について、こういった希望を校長が申し出ること自体、人事異動に関する意見の表明であり、人事管理に係る事務に関する情報であるとして、重点項目欄と同様の理由により、旧条例第7条第2項第7号に該当すると主張する。

(2) 当審査会が本件公文書の資質欄の記録内容を見分したところ、前記5の(2)において類型化した「教職員に求める資質に関する情報」に止まらず、重点項目欄と同様にそれ以外の情報も記録されていることが認められた。

このため、当審査会は、資質欄に記録された情報が、旧条例第7条第2項第7号に該当するかどうかについて検討する。

(3) 資質欄に記録された情報のうち、「教職員に求める資質に関する情報」については、前記5の(5)で述べたとおり、校長自身の在校の教職員に対する人事評価についての着眼点が明らかになることにより、周囲からの様々な見方が生じ、校長と教職員及び教職員間の人間関係に影響し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) また、「教職員に求める資質に関する情報」以外の情報については、教職員の資質について記入する資質欄に記録されていることにより、「教職員に求める資質に関する情報」と密接な関連を有すると認められることから、重点項目欄と同様の考え方をもって公開部分と非公開部分を区分すること自体が不相当であると考えられる。

したがって、資質欄に記録された情報は、旧条例第7条第2項第7号に該当すると認められることから、全体として非公開とすべきである。

7 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1（非公開とすべき情報）

重点項目欄				
区分	学校番号	非公開とすべき部分	非公開とすべき部分の類型	理由 (旧条例第7条 第2項該当条項)
小	1	2行目 14文字目から行末まで 3行目 12文字目から行末まで	教科等	第1号
	2	全部	教職員に求める資質	第7号
	3	1行目 20文字目から2行目 1文字目まで	教科等	第1号
	4	1行目 3行目 1文字目から5行目 4文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号
			教科等	第1号
	5	全部	教職員に求める資質	第7号
	7	2行目	教科等	第1号
	9	2行目 5文字目から 14文字目まで	教科等	第1号
	10	2行目	教科等	第1号
	11	5行目	教科等以外の教育内容	第1号
	12	1行目及び2行目	児童生徒の状況	第7号
	13	全部	教科等以外の教育内容	第1号
学	15	3行目	教科等以外の教育内容	第1号
	17	2行目	教科等以外の教育内容	第1号
	21	1行目及び2行目 4行目	教科等	第1号
			学校の状況	第1号
	25	5行目 16文字目から行末まで	教科等以外の教育内容	第1号
	27	4行目 34文字目から5行目 15文字目まで	教科等	第1号
	校	29	全部	教科等
学校の状況				第1号
教科等以外の教育内容				第1号
31		4行目	教科等以外の教育内容	第1号
32		1行目 18文字目から4行目行末まで	学校の状況	第1号
			教科等以外の教育内容	第1号
			教科等	第1号
	児童生徒の活動等		第1号	
33	全部	教科等以外の教育内容	第1号	
		児童生徒の状況	第1号 第7号	

区分	学校番号	非公開とすべき部分	非公開とすべき部分の類型	理由 (旧条例第7条 第2項該当条項)
小 学 校	96	1行目1文字目から18文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号
	98	3行目から6行目まで	教科等	第1号
			教科等以外の教育内容	第1号
	101	3行目1文字目から4文字目まで	教科等	第1号
	103	2行目9文字目から行末まで 4行目及び5行目	学校の状況	第7号
104	2行目及び4行目	教科等以外の教育内容	第1号	
中 学 校	106	2行目 3行目16文字目から行末まで	教科等以外の教育内容	第1号
			教科等	第1号
	107	4行目20文字目から5行目11文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号
			教科等	第1号
	109	全部	教科等以外の教育内容	第1号
			児童生徒の状況	第7号
	113	4行目	教科等	第1号
	115	3行目3文字目から11文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号
	117	1行目1文字目から3行目3文字目まで	校区の状況	第7号
	118	3行目及び4行目	教科等以外の教育内容	第1号
119	2行目20文字目から8行目行末まで	児童生徒の活動等	第1号	
		教科等	第1号	
		学校の状況	第1号	
		教職員に求める資質	第7号	
120	1行目	教科等	第1号	
121	1行目及び2行目 3行目7文字目から11文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号	
		教科等	第1号	
123	全部	学校の状況	第7号	
		児童生徒の活動等	第1号	
124	2行目 5行目19文字目から行末まで	児童生徒の状況	第7号	
		教科等以外の教育内容	第1号	
125	3行目10文字目から行末まで	児童生徒の活動等	第1号	
126	全部	学校の状況	第1号	
127	全部	学校の状況	第1号	
128	2行目	児童生徒の状況	第7号	

区分	学校番号	非公開とすべき部分	非公開とすべき部分の類型	理由 (旧条例第7条 第2項該当条項)
中 学 校	129	全部	個人の事情	第1号
			児童生徒の活動等	第1号
	130	3行目及び4行目	教科等	第1号
			教科等以外の教育内容	第1号
	131	2行目 18文字目から 30文字目まで 3行目 14文字目から 8行目行末まで	児童生徒の活動等	第1号
			児童生徒の状況	第7号
	132	1行目 2行目 18文字目から行末まで	教職員に求める資質	第7号
			児童生徒の状況	第7号
	134	1行目 1文字目から 16文字目まで 2行目 11文字目から 3行目 20文字目まで 4行目 24文字目から 27文字目まで	学校の状況	第1号
			教科等以外の教育内容	第1号
			教科等以外の教育内容	第1号
	135	4行目及び5行目	学校の状況	第7号
	136	2行目	教科等以外の教育内容	第1号
	140	2行目から 5行目まで	教科等以外の教育内容	第1号
			児童生徒の状況	第7号
	141	6行目	教職員に求める資質	第7号
	142	1行目 1文字目から 19文字目まで	教科等以外の教育内容	第1号
	143	1行目	教科等以外の教育内容	第1号
	145	1行目	教職員に求める資質	第7号
	146	3行目及び4行目	教科等以外の教育内容	第1号
教科等			第1号	
147	1行目	教科等以外の教育内容	第1号	
148	破線右側部分 2行目 破線右側部分 4行目 4文字目から行末まで	教科等	第1号	
		教科等以外の教育内容	第1号	
149	1行目 36文字目から 2行目 24文字目まで 4行目及び5行目	教科等以外の教育内容	第1号	
		児童生徒の状況	第1号 第7号	
152	4行目	教科等以外の教育内容	第1号	
153	1行目 1文字目から 25文字目まで	教科等	第1号	
155	4行目	教科等以外の教育内容	第1号	
156	4行目	教科等以外の教育内容	第1号	
157	2行目 1文字目から 17文字目まで 4行目 1文字目から 8文字目まで	教科等	第1号	
		教科等以外の教育内容	第1号	

資質欄	
非公開とすべき部分	理 由 (旧条例第7条第2項該当条項)
全部	第7号
氏名等欄	
全部	理 由
	審査請求の対象外であるため、検討しない。

備 考

- 1 学校番号は、「教職員配置希望願」の提出があった全小・中学校を小学校・中学校別とし、それぞれ「愛媛県郡市町名の記載順序（昭和35年訓第685号。公文書公開請求日時点のもの。）」による市町毎に学校名の五十音順に並べ、番号を付したものである。
- 2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の表記も1文字として数えている。

(注)

- 「1.」は、1文字に数える。
- 「(1)」は、1文字に数える。
- 空白は、数えない。

別表2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17 . 5 . 27	諮問
17 . 5 . 31	教育長に非公開理由説明書の提出を依頼
17 . 6 . 27	教育長から非公開理由説明書を受理
17 . 7 . 4	審査請求人に教育長からの非公開理由説明書を送付し、 反論書の提出を依頼
17 . 8 . 3	審査請求人から反論書を受理
17 . 8 . 8	教育長に反論書を送付
17 . 8 . 25 (第2回審査会)	審議
17 . 10 . 14 (第3回審査会)	審議
17 . 11 . 14 (第4回審査会)	審議
18 . 1 . 13 (第5回審査会)	審議
18 . 1 . 30 (第6回審査会)	審議

(参 考)

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
客野 久子	えひめDV被害者サポートコーディネーター	
桐木 陽子	松山東雲短期大学助教授	
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	
武田 秀治	弁護士	
本田 博利	愛媛大学法文学部教授	会 長